

豊島区立南池袋小学校同窓会 会則

平成14年3月26日制定

平成26年6月27日改定

《第1章 総 則》

第1条 本会は、南池袋小学校同窓会と称する。

第2条 本会は、事務所を南池袋小学校内に置く（豊島区南池袋3-18-12）。

《第2章 目的》

第3条 本会は、南池袋小学校を修了した後における会員相互の親睦を図るとともに、南池袋小学校の発展のために寄与することを目的とする。

《第3章 会員》

第4条 本会の会員は、本校の卒業生とする。

《第4章 役員》

第5条 役員は、南池袋小学校の卒業生から選出するものとする。

会 長 1名

副会長 2名

会 計 1名

書 記 1名

監 査 その年度の南池袋小学校校長・PTA 会長が行う

第6条 役員の職務について

会長は、同窓会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

会計は、会計事務を担当する。

総務は、記録・連絡を行う。

監査は、通帳・出納帳の監査を行う。

役員は社会人になって間もないため、相談役を1名・事務局代行者を1名置くこととする。

第7条 相談役・事務局代行については、南池袋小学校卒業生の保護者とする。

《第5章 会計》

- 第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第9条 本会の会員は、会費を納めるものとする。会費は、卒業時に一児童あたり500円とする。その徴収は、各年度の卒業対策委員会が行う。
- 第10条 本会の資産は、第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。
- 第11条 通帳及び帳簿の監査を、その年の校長先生・PTA会長が行う。

《第6章 雑則》

- 第12条 本会の会則は、暫定期間終了後、卒業生の役員によって整備することとする。

《 付 則 》

平成26年第1回同窓会にて役員を選出、《第4章 役員》・《第6章 雑則》の内容を変更

平成26年6月26日付 役員名簿

会 長 平 雅 史

副会長 中 野 啓 太

// 加 藤 佐知子

会 計 井 上 詩 織

書 記 佐々木 東 容

相談役 清 田 明

事務局 松 浦 和 代